

## 「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

### 1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

#### a. 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A等の事業承継支援 等）

##### **サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携**

- ・水素吸入機器メーカーとの取引体制を強化し、安定供給・品質向上を図る。
- ・地域の美容サロン・エステ・リラクゼーション施設との連携により、シナジー効果を生み出し新たな市場を開拓。

#### e. 健康経営に関する取組（健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施 等）

##### **健康経営に関する取組**

- ・水素吸入とドライヘッドスパを通じた健康促進・未病ケアを提供し、地域住民の健康増進をサポート。
- ・従業員への健康施策として水素吸入の無料体験・福利厚生プログラムを導入し、スタッフの健康と働きやすい環境を整備。

### 2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

当社は、取引先や関連企業との間で公正かつ透明な取引を行い、下請中小企業振興法に基づく「振興基準」を遵守します。取引関係における不公正な慣行を排除し、信頼関係を構築することで、健全なサプライチェーンを確立します。

#### ①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

当社は、取引先（機器メーカー・消耗品サプライヤー等）との価格決定において、不合理な原価低減要請は行いません。取引対価の決定にあたっては、少なくとも年に1回以上、取引先と十分な協議を行い、取引先の適正な利益を確保しつつ、安定的かつ持続可能な取引関係を構築します。

また、原材料費やエネルギーコストの高騰が発生した場合には、適切なコスト増加分を全額転嫁することを目指します。価格決定に関しては、契約条件を明確に記載した文書を発行し、取引の透明性を担保します。

### ③手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

当社は、取引において手形払いは実施しておらず、全て現金または振込による決済を行っています。

### ④知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

当社は、独自の「ヘッドスパ技術」や「水素吸入×美容ケア」というサービスモデルを知的財産として保護し、取引において不当にノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡を求めることはありません。また、「知的財産取引に関するガイドライン」を踏まえ、取引先との契約において公正かつ透明な取引を行い、技術・ノウハウが適切に保護される環境を整備します。

### ⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取り引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

当社は、取引先（機器メーカー、商材提供会社等）に対して、短納期発注や急な仕様変更を強いることなく、適正な取引条件を維持します。また、災害時等の緊急時にも、取引上一方的な負担を押し付けることなく、事業再開時には可能な限り取引関係の継続に配慮します。さらに、自社内においても、スタッフの業務負担を軽減するため、水素吸入サービスのセルフシステム導入による業務効率化を推進し、働きやすい環境を整備します。

令和7年3月19日

Hair resort DiDi un mode

代表 嶋津 隆之

企 業 名

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。